

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株上の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。その代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬)

第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除等)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の設置及び員数)

第24条 当社に4名以内の監査役を置く。

(監査役の選任)

第25条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除等)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(期末配当金)

第30条 当社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

この定款は現に効力を有する当社の定款であることに相違ありません。

令和4年4月27日

株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

申請資格に関する申立書

令和4年7月29日

飯塚市長 様

申請者

所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

団体名 株式会社図書館流通センター

代表者氏名 代表取締役 谷一 文子

○ 飯塚市立図書館 の指定管理者の指定の申請に関し、団体及びその代表者が次のいずれの事項にも該当しないことを申し立てます。

- 1 法律行為を行う能力を有しないこと。
- 2 破産者で復権を得ないこと。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないこと。
- 4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていること。
- 5 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者を構成員とすること。

納税証明書

(その1 納税額等証明用)

住所(納税地) 東京都文京区大塚3丁目1番1号

氏名(名称) 株式会社 図書館流通センター

代表者氏名 代表取締役 細川 博史

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
(自)平成31年2月1日 (至)令和2年1月31日 本税					*****
(自)令和2年2月1日 (至)令和3年1月31日 本税					*****
(自)令和3年2月1日 (至)令和4年1月31日 本税					*****
	以	下	余	白	

(備考)

- 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。
- 上記の税額は、連結親法人「丸善CHIホールディングス株式会社」の納付すべき税額について連帯している税額です。

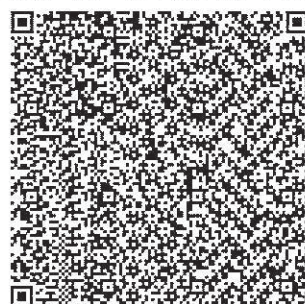
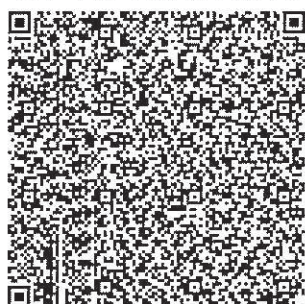
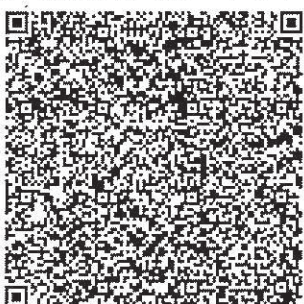
徴管(証明) 第 001078 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 4年 5月30日

小石川税務署長

財務事務官 青木 裕貴



納税証明書

(その1 納税額等証明用)

住所(納税地) 東京都文京区大塚3丁目1番1号

氏名(名称) 株式会社 図書館流通センター

代表者氏名 代表取締役 細川 博史

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
(自)平成31年 2月 1日 (至)令和 2年 1月31日 本税					*****
(自)令和 2年 2月 1日 (至)令和 3年 1月31日 本税					*****
(自)令和 3年 2月 1日 (至)令和 4年 1月31日 本税					*****
	以	下	余	白	

(備考)

○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

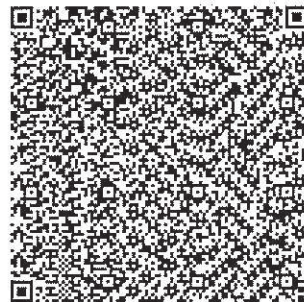
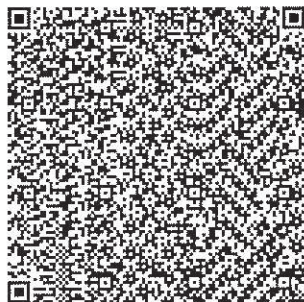
徴管(証明) 第 001077 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 4年 5月 30日

小石川税務署長

財務事務官 青木 裕貴





納 税 (課 税) 証 明 書

納税義務者又は特別徴収義務者	住所又は所在地 文京区大塚3丁目1-1
	氏名又は名称 株式会社 図書館流通センター

税 目	年度・行為年 事業年度等	税額・加算金 等の区別	納付(納入) すべき額	納付(納入) した額	未納額	法定納期限等	課税事務所	摘 要
	令和3年2月1日 ～ 令和4年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
	令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
	平成31年2月1日 ～ 令和2年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
			* * * *	以 下 余 白	* * * *			

701402

東京都豊島 都税事務所長



令和 4 年 6 月 1 日

上 記 の と お り 証 明 し ま す 。

※税目欄に「特別税」とある場合

事業年度開始日が令和元年9月30日以前の場合は「地方法人特別税」を表し、令和元年10月1日以降の場合は「特別法人事業税」を表します。

※旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。

この証明書の原本には、すかしにより「原本」の表示がしてあります。



納 税 (課 税) 証 明 書

納税義務者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地	文京区大塚3丁目1-1
	氏名又は 名称	株式会社 図書館流通センター

税 目	年度・行為年 事業年度等	税額・加算金 等の区別	納付(納入) すべき額	納付(納入) した額	未納額	法定納期限等	課税事務所	摘 要
	令和3年2月1日 ～ 令和4年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
	令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
	平成31年2月1日 ～ 令和2年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
			* * * *	以下余白	* * * *			

令和4年6月1日
上記のとおり証明します。

東京都豊島 都税事務所長



701414

※税目欄に「特別税」とある場合
事業年度開始日が令和元年9月30日以前の場合は「地方法人特別税」を表し、令和元年10月1日以降の場合は「特別法人事業税」を表します。
※旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。



納 税 (課 税) 証 明 書

納税義務者又は特別徴収義務者	住所又は所在地 文京区大塚3丁目1-1
	氏名又は名称 株式会社 図書館流通センター

税 目	年度・行為年 事業年度等	税額・加算金 等の区別	納付(納入) すべき額	納付(納入) した額	未納額	法定納期限等	課税事務所	摘 要
	令和3年度	税額					文京都税事務所	
	令和2年度	税額					文京都税事務所	
	平成31年度	税額					文京都税事務所	
	令和3年度	税額					文京都税事務所	
	令和2年度	税額					文京都税事務所	
	平成31年度	税額					文京都税事務所	

令和4年6月1日
上記のとおり証明します。

東京都豊島 都税事務所長



701427

※税目欄に「特別税」とある場合
事業年度開始日が令和元年9月30日以前の場合は「地方法人特別税」を表し、令和元年10月1日以降の場合は「特別法人事業税」を表します。
※旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。

この証明書の原本には、すかしにより「原本」の表示がしてあります。



納 税 (課 税) 証 明 書

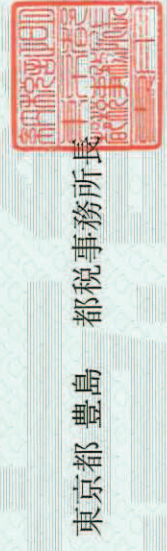
納税義務者又は特別徴収義務者	住所又は所在地 文京区大塚3丁目1-1
	氏名又は名称 株式会社 図書館流通センター

税 目	年度・行為年 事業年度等	税額・加算金 等の区別	納付(納入) すべき額	納付(納入) した額	未納額	法定納期限等	課税事務所	摘 要
	令和3年2月1日 ～ 令和4年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
	令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
	平成31年2月1日 ～ 令和2年1月31日	税 額	■	■	■		千代田都税 事務所	
			* * * *	以下余白	* * * *			

令和4年6月1日

上記のとおり証明します。

701442



東京都豊島 都税事務所長

※税目欄に「特別税」とある場合
事業年度開始日が令和元年9月30日以前の場合は「地方法人特別税」を表し、令和元年10月1日以降の場合は「特別法人事業税」を表します。
※旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。